



秘密法と共謀罪に反対する愛知の会

〒460-0002 名古屋市中区丸の内2-18-22
名古屋第一法律事務所気付（中川）

Email : no_himitsu@yahoo.co.jp
Blog : https://nohimityu.exblog.jp/

極秘通信



- 1 巻頭言
- 2 中谷弁護士 スパイ防止法のここが危険
- 3 講演まとめ
- 4 感想など



共同代表
濱 将周

参議院通常選挙後の政局は非常に流動的でしたが、日本維新の会の協力を得て、自由民主党の高市早苗新総裁が新首相に選出されました。自・維連立政権合意書には、「憲法改正」「外交・安全保障」に加え、「インテリジェンス政策」の項目があり、「インテリジェンス・スパイ防止関連法制：について、速やかに法案を策定し成立させる」と明記されました。いわゆる「スパイ防止法」の制定には、国民民主党や参政党等も積極的な姿勢を示しています。これら四党の議席数をあわせれば衆参両院とも過半数を優に超えますから国会に上程され、制定される危険性が高まっているのです。

過日、「秘密法と共謀罪に反対する愛知の会」は、今後の運営を検討する臨時総会を開催しました。結論として、人的体制の再構築がはかられ始め、差し当たり来年春の総会まで、「スパイ防止法」制定阻止に向けた運動を展開することで意見の一致をみたことは、既報のとおりです。その第一弾として10月13日（月・祝）、中谷雄二当会共同代表を講師に、学習会「スパイ防止法」の狙いについて、「スパイ防止法」の狙い」を開催しました。予想を上回る盛況ぶりでありながら、会場は満員、用意した資料が足らなくなるほどでした。それほど、「スパイ防止法」制定への不安感が広がっているのだらうと思います。「学習会」の詳細は後記記事をご覧ください。

「スパイ防止法（あるいは国家秘密法）」は、もともと今から40年前の1985年に、アメリカからの強い要請に基づいて、自民党が議員立法として国会に提出したものの、マスコミ、世論の強い反対にあい、審議未了廃案となりました。私に当時（たぶん中学生）の記憶はありませんが、当時の名古屋弁護士会が先頭に立ってデモ行進するなどした写真を見たことがあります。しかし、同法廃案後も、今日に至るまで、類似法案がしばしば議論されてきました。そして実際、特定秘密保護法、共謀罪法、経済安全保障法、経済秘密保護法等々、国民監視のツールとなる法律が次々と成立してきました。これに対し、私たちが「秘密法と共謀罪に反対する愛知の会」は、過度な監視社会化に反対し、適切な情報の流通と市民の自由な言論空間をまもるべく、これらの法律の制定に反対し、あるいは廃止を求める活動を続けてきました。私たちの活動は、法案の修正や実質的効力発動に対する歯止めを寄与してきたと思います。が、権力はさらに、「スパイ防止法」が必要だ！という

今、「スパイ防止法」の制定があらためて取り沙汰される背景はどこにあるか、なにが狙いか。学習会を終え、同法の危険性を知った今、私たちは、反対の声を広げるための取り組みをすすめなければなりません。すでに当会には、いくつか学習会の講師要請が来ています。みなさん、是非、周りのみなさんにもお声がけいただき、関心を広げてください。また、それぞれの地元等で学習会を開くなどしてください。

ご一緒に、40年前と変わらないくらいの反対の世論をつくり上げましょう。

スパイ防止法の狙いと危険性

共同代表
中谷雄二

スパイ防止法制定を望む意図はどこにあるか

スパイ防止法制定を唱える各政党のいう「スパイ防止法」とはどんなものでしょうか。

自民党の高市早苗氏は、「外国政府勢力によるスパイ活動を想定し、監視し、必要があれば逮捕することができ法律」だと言います。日本維新の会の松沢参議院議員は、国会質問で、「スパイ行為を定義して、スパイ活動そのものを取り締まって、違反者に重罰を科する」ような「包括的なスパイ防止法を作るべき」だと言いました。国民民主党は、「サイバー空間を含めたスパイ行為全般を処罰対象とする」包括的な法整備を進めると言っています。参政党の神谷党首は、「極端な思想の持ち主をあぶり出すもの」と発言しました。結局、推進派は、事前の秘密の特定なしにスパイを定義し、スパイと見なした者をサイバー空間での言動も含めて、監視・逮捕して、無期や死刑などの厳罰にする法律を求めているのです。

日本の公安警察は、戦前の特高警察の捜査手法である尾行や監視などで、市民の情報を秘密裏に収集してきました。大垣警察市民監視事件では、環境問題の学習会を開催したことを「秩序を乱す」行為だと危険視し、公安警察が関係者だと睨んだ市民の人間関係や学歴、病歴、活動歴などを調べあげ、それを企業に伝えていました。名古屋高裁は、公安警察の情報収集行為自体も、違憲だと断罪しました。それにもかかわらず、国民監視の法律を作ろうとしているのです。

敵を想定することで人々を分断し、民主主義を破壊

今年成立した能動的サイバー防御法では、ネットの全情報を機械的に取得する体制も作り、同時に戦後警察民主化の柱とした都道府県警察から、戦前の国家警察の復活を思わせるような警察庁長官による捜査担当者の指定権限が与えられました。スパイ防止法では、それに加えて日本版のCIA（中央情報機関）の

設立が狙われています。

戦前の軍機保護法、国防保安法などにより、スパイと見なされたのは、家庭で、戦争批判の発言を妻にしたこと、学生が旅先で基地の整備がさかれていたと先生に話したこと、豊田の自動車工場で新入社員が、工場の生産台数を同僚に話したことなどが検挙され処罰されています。

スパイ防止法は、敵を想定します。敵と味方を区別する思想は、差別や排外主義につながり、社会の中に暴力が蔓延します。メディアの言論も萎縮し、民主主義が破壊されます。

1985年に統一協会と勝共連合が「スパイ防止法」制定運動を行い、自民党がスパイ防止法案を国会に上程しました。この時は、メディアや日弁連、労働組合、野党などが大きな運動を展開して、実質審議に入ることすら許さず、廃案に追い込みました。

戦争絶対阻止のため 学習会を開き、危険を知らせよう

その後、戦争する国作りの中で、特定秘密保護法は制定されましたが、成立後も廃止を目指す反対運動が続き、何が特定秘密保護法違反だったのか未だに不明な元自衛官の一例を除き、今日まで実際の発動を封じ続

けてきました。

安保法制、安保三文書以降、この国は急速に戦争へ向かっています。「スパイ防止法」の制定は、その一環です。

小さな単位でも学習会を開催しましょう。市民に急速に危険性を知らせる必要があります。



許すな「スパイ防止法」

「スパイ防止法」は40年前の1985年に出されましたが、国民の権利制限となることや報道の自由が侵害されることへの懸念から、多くのマスコミ・弁護士会・世論の強い反対にあい、国会では廃案となったものです。

ところが、この秋の臨時国会に、再度出されようとしています。自民党・国民民主党・参政党・日本維新の会がそれぞれ法案提出を目指しています。

こうした状況に危機感を持ち、10月13日「秘密法と共謀罪に反対す

る愛知の会」共同代表の中谷雄二弁護士による講演会「スパイって誰のこと？」「スパイ防止法」の狙い」が開催されました。



120人収容の会場は満席で、用意した資料が足りなくなるほどでした。「スパイ防止法」への不安は市民に広がっていると感じられます。

スパイ防止法は分断と憎しみの社会を作る

中谷弁護士はこの法律の危険性を次のように言います。
「スパイ防止法は敵を想定し、社会を敵と味方に分断する」



「差別し迫害しようとしている」「自由にものを言々と迫害される」
この法律によ

り、スパイを探し処罰する中で、さらなる監視社会となり、社会を分断し、市民の言論の自由が制限される事が心配されます。

また、廃案後、「特定秘密保護法」「安保法」「共謀罪法」「安保三文書改訂」「能動的サイバー防御の関連法案」他数々の法案が成立している。市民監視は強まるばかり。

監視社会・もの言えぬ社会にしないために

続けて中谷弁護士は言います。
「大きな声を挙げようと思うと、人が一人で声を挙げるのは怖いでしょう、でもね、怖くつてもあげなきゃだめなんです。そうしないと私たちの自由は切り縮められていく」

「すでにメディアの萎縮と言論統制は始まっている。国家による人権侵害だけでなく、社会による人権侵害、差別・排外主義は非常に横行している。『属性だけで人を決めるな』第一の迫害です。個人を見ないで属性でみる発想から決別する必要がある。敵・味方という発想をすることによってできあがる社会の偏狂さを警戒すべきだ」

「学習会をやるべき。様々な手段で訴

えていきましょう。恐れずに声を出して、私たち運動を広げていきましょう」
戦争準備の数々の法律ができ、今や『戦中前夜』『戦争直前』と言われるまでになっています。
国に監視・管理され、自由を奪われることのないよう、自由と平和、民主主義を守るため行動していきましょう。



中日新聞 2025. 10. 14愛知県版

「スパイ防止法」の問題点探る学習会
名古屋で120人参加

外国勢力によるスパイ行為の処罰を目的に、自民党の高市早苗総裁らが制定を目指す「スパイ防止法」について、問題点を考える学習会が13日、名古屋市中区のイーブルなごやで開かれた。市民団体「秘密法と共謀罪に反対する愛知の会」が主催し、会の共同代表で

弁護士の中谷雄二さんが講師を務めた。

中谷さんは、各党が主張するスパイ防止法の共通点として「具体的な犯罪行為ではなく、スパイと定義された人を処罰すること」と指摘。スパイ防止法が制定されれば「社会の中に敵と味方を分ける考え方がまん延し、敵と決め付けた人間を属性だけで攻撃するようになる」と警鐘を鳴らした。日本国民は同調圧力が根強いとした上で「世論が右に振れている中『これが今の風潮』『みんなこう言っている』と、周りと違つ」とが言えない風潮がつくられようとしている」と懸念。参加者に向けて「日本に漂う閉塞感を取り払う必要がある。政府の狙いを市民に訴えて、萎縮することなく声を上げることが大切」と呼びかけた。学習会には市民ら120人が参加した。

スパイ防止法の問題点について話す弁護士の中谷さん（名古屋市中区のイーブルなごやで）

スパイ防止法案学習会 参加者の感想

スパイ防止法案の制定を目論む今の政治状況の中で、満を持しての中谷共同代表の「講演」。

「きょうのスパイ防止法についての講演会は満員でした。レジュメは100枚も用意すれば余るだろうと言われて100枚ちょうど印刷して持って行きました。100人を超えて追加でコピーをしていただきました。これ以上椅子を入れれば消防法違反になるところまで椅子を入れました。3人掛けのテーブルにすべて真ん中の座席まで詰めてもらい、嬉しい悲鳴でした」と中谷先生がご自身のフェイスブックで書かれていたように、講演会は大盛況でした。

中谷先生は「秘密法と共謀罪に反対する愛知の会」（旧秘密保全法に反対する愛知の会）が、さまざまな事情により解散という声も出てきた中、今この状況の中で解散などありえないとして、会を立て直すべく再び共同代表に戻られた。今まさに国会で上程されるかもしれないスパイ防止法案が、日本が戦争ができる国になる、特定秘密保護法案を補完し、戦争をするための総仕上げの法律であり、そのために思想信条の自由を制限し、とりわけマスコミに対しては権力監視を妨げる法律である。

私たちは日本を敵を作る国にしてはいけない。私たちは日本を戦争をする国にしないために、さまざまな創造的な手段を用いて、反対を訴えていかなければならないとの中谷先生の提起を受け止めて、私もできる限りの反対のための行動をしていきたいと思えます。 会員 柳瀬 要

逃げていてはダメだ、と中谷先生にハッパをかけられた。「一人からでも始めましょうよ。反対の声を挙げましょうよ」と。1985年の「スパイ防止法案」を廃案に追い込んだ運動の経験も教えてもらい、勇気が湧いてきた。

「スパイ防止法」は犯罪行為を処罰するのではない。敵国を前提にするがゆえに、社会に同調せず、異議申し立てする個人を「スパイ」と認定し罪人にするのだ。証拠は関係ない。「内心の自由」など関係ない。かつての治安維持法と同じだ。「スパイ防止法」は戦争するための法律。日本は「戦中前夜」にある、と中谷先生は喝破された。「戦争前夜」との先生の現実認識にギョツとした。ここまで来てしまった。そうなのだ。でも今なら声を挙げられる。頑張ろう。

会員 加藤けい子

危機意識の高まりの反映か、予想以上の参加者数で、企画側の一員としてはホツとした。社会活動のベテラン（要は老人）の参加が多かった。質疑やアンケートの記載から、講演を聴いてもなお、「管理・監視社会の方が世の中は安全」と考える若めの女性もおられた。企画側の、事前の集客の主旨に叶った方が少なくともおられた、とも言える。

まだ法案はなくても、今回これだけ詳しい話をしてもらえ、その危険性を明らかにし「様々な手段で世間に訴えよう」と結ばれたのには、多くの参加者が力を貰ったと思う。若めの女性で思い出したが、今80歳の私の人生半ばのときに、「徴兵制復活」が声高に叫ばれたことがあった。

り、中年の石井百代さんが「徴兵は命かけても拒むべし 母・祖母・おみな牢に満つるとも」と詠まれ評判になった。夫や息子を、国が再び強制的に戦場に引き出すようなことがあれば、たとえ牢獄に入れられることになっても、女は反対しますよ、という強い意志を表明された歌、と今でも思う。戦前と異なり、反戦活動したからといって、小林多喜二のように易々と虐殺されるようなことは（ありがたいことに、今はまだ）ない。今回学習会より「新（にい）戦は全力かけて拒むべし 老人（おいびと）なべて牢に満つるとも」の気概を持ち、生ある限り活動したいもの、と現代の一人老人も改めて思った。

会員 伊藤勝久

ご参加ください

治安維持法100年「トンテモナイ時代」の再現許すな!

日時: 11月16日(日) 13:30~
場所: 労働会館 東館 ホール
〒456-0006 名古屋市熱田区沢下町9-7
金山駅から徒歩8分

参加費: 無料

- 講演: 中谷雄二弁護士
「スパイ防止法」に蘇る治安維持法の遺伝子
- 特別報告: 北村栄弁護士 「治安維持法下での大本事件」

共催 自由法曹団愛知支部
国民救援会愛知県本部
治安維持法犠牲者国家賠償要求同盟愛知県本部

10月30日 風媒社から発売

「もの言ひ」自由を手放さないために
大垣警察 市民監視事件
「公安警察のあり方自体に警鐘を鳴らす判決」井戸雄一(著者)

1800円+税

新聞スクープによって明るみに出た事件の裁判を通じて、公安警察による〈市民監視〉の実態が浮かび上がる。詳細な事実認定に基づき、市民運動を積極的に評価し、公安警察の違法行為を弾劾した画期的判決の全文、元原告4名の陳述書なども収録。